令和７年２月
沼津市契約検査課

電子保証について

１　制度の目的

電子契約の導入に合わせて、契約保証及び前払保証についても電子媒体での提出を受け付けます。

２　制度の概要

現在、契約保証等は、金融機関や保証会社、保険会社等の中から、契約相手方が選定した方法により保証契約を締結し、書面で提出をお願いしております。このうち、沼津市建設工事請負契約約款第４条第４号の契約保証（保証事業会社によるもの）及び同約款第 35 条の前金払に関する保証契約については、日本電子認証（株）が提供する電子認証サービス「D-Sure」を利用し、電子媒体による提出を受け付けます。

３　対象となる契約

約款第４条４号に基づく契約保証及び約款第 35 条の前金払に関する保証契約であって、電子保証による契約を行った場合。

４　添付書類について

電子保証で契約されたものについては、全て電子上で確認をする形になります。
受注者は、以下の手順で提出を行ってください。

① 落札決定後、契約保証を電子保証で締結する。　（事業者⇔各保証事業会社）
② 保証事業会社より提供される「認証キー」を電子メールにて契約担当へ送付する。
【市長部局案件】宛先　契約検査課：keiyaku@city.numazu.lg.jp
【水道部局案件】宛先　水道総務課：suido-so@city.numazu.lg.jp

契約検査課　契約係
電話番号：055-934-4713　メール：keiyaku@city.numazu.lg.jp
水道総務課　庶務係
電話番号：055-934-4851　メール：suido-so@city.numazu.lg.jp